

## 北朝末隋初における襄陽と仏教

大内 文雄

### 一 はじめに

五四八年一〇月に勃発した侯景の乱は、それまで武帝の治世下にあつて南朝隨一の繁栄を謳歌した梁王朝の土台を揺がし、それから五五〇年代の前半にかけてのほぼ一〇年間において、北朝胡族国家の圧力を真正面より呼び寄せ、東晋以来の要地を次々と失わせる結果をもたらした。侯景の乱の中で各地に割拠独立した諸王の中、最も勢力を温存し得た岳陽王蕭贇、武陵王蕭紀、湘東王蕭繹等の拠点とした襄陽、成都、江陵が西魏の支配下に入ったのである。西魏の実権を握る宇文泰は、襄陽・成都を中心とする山南・巴蜀を占領支配すると共に、元帝蕭繹の政権が滅ぼされた後の荊州江陵に蕭贇を国王とする傀儡国家後梁を建て、江南に対する備えとした。この状態はそのまま北周・隋に引き継がれ、五八九年（隋・開皇九年）の江南平定、天下統一に至るまで、その占領支配は決して緩められることなく続けられた。

襄陽は、西魏文帝の大統一六年（五五〇、梁簡文帝大宝元）、蕭贇の帰附を契機として西魏の支配下に入ったが、以後、隋・文帝の開皇・仁寿までの間、この地域がどのような人物によって実質的に支配されていたのかを、便宜

的に四期に分けて見て行きたいと思う。その際、対象となる者は、軍事行政上の最高責任者である總管の任にあった者とし、なお隋代の總管制は仁寿四年を下限とするので、文帝の治世までを本節の範圍とした<sup>①</sup>。また、その他の官も、関連のある者は適宜とりあげて行きたい。

ところで北朝末隋初における襄陽に対する支配の様子を知るためには、密接不可分の関係にある荊州江陵に注意しなければならないが、後梁についての專著專論もあり、また江陵の仏教の動向については、拙稿を發表したこともあるので、最小限にとどめたい。

このように先ず北朝末隋初における襄陽に対する西魏・北周・隋の支配の様相を把握した上で、次節においてはこの時代における仏教の動向を見て行くのであるが、その際、対象として隋の啓法寺碑をとりあげたい。それはこの碑文中に、北周隋初における總管・刺史の名が見え、また周武廢仏前後の襄陽の仏教を知らせてくれるからである。但し、襄陽に関連のある僧尼の動向については、既に拙稿(注②)で述べてもおり、今回は省くことにする。

## 二 北朝隋による襄陽支配と總管

本節で四期に分つ五五〇年(西魏文帝大統一六年)より六〇四年(隋文帝仁寿四年)までの五五年間は、その中に様々の画期をなす事件が含まれるが、ここでは左のように分期して述べて行きたい。

- (一) 總管制施行前後より宇文直就任に至るまでの時期(五五〇～五六四)
- (二) 宇文直在任時期(五六五～五七四)
- (三) 宇文直誅殺後、隋による江南平定までの時期(五七五～五八九)

(四) 江南平定後、總管制廢止までの時期（五九〇～六〇五）

(一) 五五〇年～五六四年

この時期の前半、西魏の宇文泰は、襄陽において蕭督を梁王とし、また元帝蕭繹の江陵政權討滅後、蕭督を江陵に移し、その地において梁国皇帝に冊立し（五五五年）、自らの勢力進出の橋頭堡として江陵を確保し、またその後方に位置する襄陽の支配を強化して行つたと思われる。西魏による後梁支配は、周書卷四八・蕭督伝に、

太祖（宇文泰）乃ち江陵に防主を置き、兵を統べて西城に居らしめ、名づけて助防と曰う。外は督を助けて備禦するを示すも、内は實は督を防ぐを兼ねるなり。

とあるように、表面上は後梁国の存立を支援するように見せながら、実際には、その帰服の事実を疑い、それがために極めて厳しい占領支配を行つた。そのことは、この頃の荊州を始めとする新占領地を委任された長孫儉に対し、宇文泰が、

今、梁王の兵馬をして公が節度を受けしむ。<sup>③</sup>

と言つたことによつても判明するように、後梁の蕭督に許される裁量の範囲は極めて限られていた。右に述べた長孫儉は、蕭督帰附に当り、最も前面にあつて活躍した人物である<sup>④</sup>。また彼の下には、江陵防主の鄭偉（周書三六・北史三五・鄭義伝附）、権景宣（周書二八・北史六二）、副防主の杞賓王（周書鄭偉伝）、或いは荊州刺史の史寧（周書二八・北史六一）等があり、彼等が長孫儉の指揮下にあつて占領政策を実行した。彼等の伝により、占領支配の実態がある程度までは判明する。これに対し、襄陽におけるそれは、甚だ明確を欠き、僅かに申徽（周書三一・北史六九）、王

乘（北史六二・王思政伝附）や長孫儉（周書二六、北史二二・長孫嵩伝附）が、刺史、或いは總管として赴任したことを知り得るのみである。

さて、五五六年、西魏の実権を握っていた宇文泰が死ぬと、翌年西魏は滅ぼされて北周となり、孝閔帝宇文覺が即位するが、これを演出した者は宇文護であった。その孝閔帝も彼によって廃され、代って明帝毓が立てられ、また武帝邕が擁立されるなど、この時期の後半は宇文護の専権時代である。總管制の施行は、明帝の武成元年（五五九）正月に行われたもので、周書明帝紀には、宇文護が明帝の親政を自ら打ち出したものの、肝心の軍事権は手離さず、このため、それまでの都督諸州軍事の名を總管に改めたと記されている<sup>⑤</sup>。唐・杜佑の通典卷二一・職官二四に、「總管は都督の任たり」とあるように、職務の内容に改革が行われたわけではない。事実上、この頃では總管と都督諸州軍事とが併称されており、従って、宇文護による改称がどの程度の変革と実効を伴っていたものか明確でないが、その目的は宇文護による実権支配の維持にあり、明帝に対する政治の奉還も実は表面上のことに過ぎなかった。

この總管制が襄陽に施行されたのは、三年後の武帝の保定二年（五六二）で、荊州・安州（湖北・安陸）・江陵と同時であった<sup>⑥</sup>。この頃、襄州刺史に任ぜられた者に申徽がいる。申徽赴任の年は正確には知られないが、彼の伝に「時に南方、初めて附く」（周書申徽伝）とあるので、蕭詧が襄陽にて梁王に立てられた五五〇年をそれ程に隔たらぬ頃であったろうと思われる。更に伝には、襄陽地方では役人の贈賄が習俗としてあったことを言い、これに対し、彼が、後漢代の廉潔の士として著名な、また荊州とも縁の深い楊震の像を寢室に描かせて自戒としたことを記している<sup>⑦</sup>。この事に関連して思い合われるのは、于謹率いる西魏の江陵征討軍にあって、元帥府長史として活躍した唐瑾である。五五四年一月の江陵陥落の後、十余萬に上る人々は奴婢として関中に拉致され、その運命を免れた者は僅かに二百

余家であった（周書・北史 文帝紀）と言われ、また周書蕭督伝を見ると、督の部将尹德毅が督に反西魏の行動を促して言う言葉の中に、「士庶を俘囚として、竝に軍實となす」という表現があるが、この時、その選考の衝に当った者が唐瑾であった。彼の伝に

江陵既に平げられ、衣冠・什伍のものは並びに没せられて僕隸となる。瑾、その才行を察し、片善ある者は、輒ち議りて之を免ず。瑾に頼りて濟わるるを獲し者甚だ衆く、時論、焉を多とす。

とあるのがそれである。しかしまた一方、江陵陥落の翌年、西魏恭帝の二年（五五五）、江陵防主として赴任して来た鄭偉などは、その荒々しい性格のまゝ、「皆、威猛を以て治と爲」した<sup>⑤</sup>と言われ、唐瑾・鄭偉兩名の行動が占領政策の実行者としてのそれであったことを窺い得る。蕭督の後梁国皇帝としての即位は、このような状況下に行われたのである。

江陵に以上のような状勢が見られたと同じ時期、督の旧領であった襄陽においてはどうか。江陵と同様の、関中に向つての根こそぎに近い人員送付の実行は記録に現われておらず、ここでは、申徽の伝から窺われるように、「舊俗」と表現はしているものの、襄陽の官人による必死の慰撫工作が行われていたと考えられるに過ぎない。次いで襄陽に總管が置かれた保定二年（五六二）の時、襄州總管に任せられた者として王秉の名が見える<sup>⑥</sup>。これを傍証するものに、北宋・曾鞏の元豊題跋に載せる常楽寺浮圖碑がある。次のように言う。

常楽寺浮圖碑は、周の保定四年立つ。州人治記室曹胡達撰す。其の辭に云く、襄州刺史王秉、字は孝直、常楽寺の埵塔七層を建つと。

右の碑では襄州刺史とあるものの、恐らくは襄州總管襄州刺史として保定二年より四年まで在任したものと思われる。

次いでこの地域を治めた者が長孫儉である。彼を知る史料としては、周書・北史の他に、庾信によって書かれた神道碑（注③）がある。彼の襄陽赴任は保定四年に行われたが、しかしその主な任務は、荊州江陵を中心とした新占領地の統治にあった。これ等のことを先の史料によってまとめてみれば、およそ次のようになる。

西魏は、宿敵北斉に対する備えとして、侯景の乱によって荒廃した梁の中、なお無傷の状態を保っていた益州と荊州とを狙っていたが、その機会は梁の諸王相互の軋轢の中から意外に早くもたらされた。それに乗じて先ず、五三三年（西魏廢帝二年）、梁の武陵王蕭紀を滅ぼした宇文泰は、次の目標である江陵の攻略を画策したが、その際、宇文泰の計画に最も叶った献策をなした者が長孫儉であった。蕭督來降以来の山南平定に挙げた功績を含め、このような経緯もあり、彼は、于謹による江陵陥落の後、江陵鎮撫の任を与えられた。周書の伝には、「鎮を荊州に移し、五十二州を總管せしむ」とあるのみで、その年次を記さぬが、儉碑には、「恭帝の）三年、都督東南道五十三州諸軍事を加う」とあり、それが江陵陥落（五五四年）の翌々年のことであったことが分る。続いて儉碑に、北周武帝の保定二年（五六二）蒲州刺史に移った後、同四年、襄州に赴任した事が記されている。ところが更に儉碑によれば、天和元年（五六六）、荊州總管の任を解かれ、陝州刺史都督八州二十防諸軍事に就いたとあり、これによれば前年の保定五年まで荊州總管の職にあったことになる。しかしこれでは、保定四年の襄州赴任の記事はともかく、王士良が保定四年の頃に荊州總管行荊州刺史となっている（周書三六・王士良伝）ことや、更に史寧もその伝によれば、孝閔帝の踐阼、即ち北周建国（五五七）の後、荆、襄、浙、郢等五十二州及江陵鎮防諸軍事・荊州刺史となり、そのまま保定三年まで荊州にあつて、そこで歿しているなどの記録と合致しない。以上、これ等の記録によって整理すると、長孫儉は、陥落間もない荊州江陵にあつて、そこを中心として占領地一帯の総指揮を命ぜられ、先にも述べた荆・安・襄の三州と

江陵にそれぞれ總管が置かれた保定二年（五六二）に荊州總管となったと思われる。これは周書卷三四・楊敷伝によっても判明する<sup>⑧</sup>。長孫儉はその後、同年中に蒲州に移り、更に四年になって襄州總管となったものである。ところで周書等の彼の伝には荊州總管赴任の記事は現われていない。また儉碑に言う天和元年の陝州總管赴任と同時に荊州總管解任の記録も、その間の時間的な連絡が判然としない。しかし王士良の在任（保定四年～五年<sup>⑨</sup>）、長孫儉の元の部下であった権景宣の在任（天保元年～二年）の記録とによって、長孫儉の荊州總管在任期間は、保定年間、それも二年（五六二）までを下限とすると考えられよう<sup>⑩</sup>。

この時期における襄陽に対する支配は、長孫儉や史寧等の記録に見られるとおり、新たに南方の江陵に建てられた後梁に対する政策と連動し、且つ、五二、或いは五三州という広い地域全般の中に位置づけられており、いまだ組織的行政的な支配にまでは至っていなかったと言つてよい。より安定した支配は、總管制施行後の次の宇文直の統治時期において見られる。

## （二）五六五年～五七四年

この時期は宇文直が統治した。直は宇文泰の子、武帝には同母弟に当る。彼が襄州總管となったのは、武帝の保定五年（五六五）であるが、この時、三年前に同時に設けられた荊州・安州・江陵の各總管が襄州總管府の指揮下に置かれている（周書五・武帝紀保定五年正月条）。これは宗室の一員であり、とりわけ武帝の弟であり、またこの頃宇文護に接近していた宇文直に対する処遇のあらわれでもあったろう。襄州の地位の他州に対する優位は宇文直就任によって決定づけられた。たとえば、天和二年（五六七）の陳の湘州刺史華皎の束降を契機として、北周・後梁と陳と

の間に戦端が開かれると、荊州總管権景宣が宇文直の指揮下に入っている（周書蕭警伝）。またその翌年、陳が呉明徹に命じて江陵を攻撃させた時には、江陵總管田弘が後梁の明帝蕭歸と共に紀南城に退き、江陵副總管高琳が江陵城を固守したが、彼等もまた宇文直の統率下にあつた者である（周書武帝紀、同一三・宇文直伝、同一七・田弘伝、同一九・高琳伝）。更には陳との戦争の際に、安州の下流、北齊・陳との国境に近接する沔州（湖北・沔陽西北）の刺史であつた裴寛は、州城が低く狭く、兵器も少く、陳軍が河川の増水に乗じて攻撃して来れば到底守り切れないことを恐れ、襄州總管に増援と、水辺にある州城を高地に移すことを願ひ出たところ、總管府は兵の増派は許したものの、州城の移動は許可しなかつたと言う（周書三四・本伝）。これ等の記録から、周書武帝紀に言うように、山南地域の諸州は襄州總管に統轄され、それは後梁の地域においても同様であつたことが分る。

しかし建徳元年（五七二）四月になると、襄州のこのような他州に対する優位も停止されてしまふ（周書武帝紀上）。その理由については武帝紀等には何等記すところがない。ただこの前月には、久しく専権を振つた宇文護が武帝に誅殺され、武帝の親政が始まつている。宇文護を宮中に斃した時、実際に手を下した者は宇文直であつたが、周書宇文直伝によれば、彼はその功績の大きさを恃み、初めは大家宰を、それが叶えられぬと知るや大司馬を望み軍事権を一手に握ろうとしたが、武帝に意図を見抜かれ、大司徒の地位に押しとどめられたと言う。彼は建徳三年正月、王に進められたものの、七月、宮中に謀反し、荊州に逃げ帰つた所を捕えられ、遂に殺された。このような経緯から推測すると、武帝は、宇文直の襄州總管としての権限の大きさを憂慮し、対南朝の最重要地域を支配下に置く襄州の地位を、親政を始めて間もなく、相对化させようとしたものと思われる。それはまた宇文直に対する予防処置でもあつたと言つてよいであらう。



ところで「性浮詭、貪狼無賴」(周書)と評される宇文直であったが、彼の統治時代に関しては、その属僚の名が少数ながら記録に残されている。

まず宇文直の出鎮と同時に襄州司馬となつた者に先に述べた裴寛の族弟裴鴻(周書三四・裴寛伝附、北史三八 同)があり、また總管府長史となつた者に伊婁穆がいる(周書二九、北史六六)。裴鴻は「邊鄙を鎮守するに甚だ扞禦の能あり」と言われ、伊婁穆も「頻りに威藩に貳たりて、甚だ匡贊の譽を得」と評されているように、いずれもその実務能力を買われての起用であつた。裴鴻は天和年間の初め、襄州總管府長史に転じ、伊婁穆は建徳の初め、荊州總管府長史となり、その伝に言うとおり、再び代王宇文達<sup>②</sup>を補佐している。更に襄州總管には江陵と同様に副總管が設けられていた。高琳の伝等(周書二九・本伝、同二七・田弘伝、同四八・蕭督伝附蕭歸伝)によれば、彼の副總管就任は、先にも述べた天和二年(五六七)の華皎の来降に始まる陳との戦闘に即応したものであつた。同年田弘が江陵總管となると、彼もまた翌年その副總管となつて、陳將呉明徹の襲撃に対処し、呉明徹退却の後、その功によって大將軍に進み、天和四年の頃、副總管として襄州の宇文直の下に赴いた<sup>③</sup>。

以上、宇文直統治のこの時期は、それ以前に比較し、襄州の他州に対する優位の下、や、落ち着きを取り戻し、總管府の組織も整えられて行つたものと思われる。南方の後梁に対しても天和六年(後梁明帝天保一〇年—五七二)には、荊州北方の基・平・郟三州が割讓され(周書四八・蕭督伝附蕭歸伝)、また建徳元年十月には、

江陵の獲<sup>とち</sup>えられし俘虜にして官口に充てられし者は、悉く免じて民となす。

との詔が出されるなど、一連の宥和策が打ち出された。基・平・郟三州の割讓は、華皎が襄陽に到着して總管宇文直に願ひ出、それが宇文泰に上申されたことによつて実現したが、その時の華皎の言葉の中に、「梁主既に江南の諸郡

を失い、民少く國貧し。」とあるように、荊州一州を領有するのみの後梁国にとって、それ等の措置はやや平穏を取り戻す一助となったものと思われる。

(三) 五七四年～五八九年

宇文直が誅殺された後、襄州を治めたのは田弘（周書二七、北史六五）、次いで王秉（前述）である。田弘は、伝によれば建徳三年（五七四）、「總管襄郢昌豊唐蔡六州諸軍事、襄州刺史」となり、同年、襄州に歿している。宇文直の謀反がこの年の七月、荊州に捕縛されたのが八月であるので、田弘の在任期間は極めて短いものであった。田弘の後任となった王秉については、先にも注⑨で述べたように、周書卷六武帝紀下によれば、翌建徳四年正月、襄州總管となっているが、彼の伝（周書一八、北史六二・王思政伝附）にはその記事を載せておらず、在任期間は不明である。この田弘・王秉の赴任の年には、仏教史上に著名な武帝による廢仏道詔がその年の五月に發布され、通道觀設置の詔が出されたのはその翌六月であった。襄陽における廢仏の動きに関し、田弘については何等知り得るものはない。しかし王秉については、後節に啓法寺碑を述べる中で見て行きたいと思う。

建徳六年（五七七）に武帝が病歿すると、北周の実権は宣帝の外戚楊堅の手中に帰して行く。それと共に襄州を治める者達の変遷にも、この頃になると、それまでとはまた異なる様相が現われてくる。五八一年の周隋革命に至るまでの宣帝・静帝時代は僅かに三年余りであるが、この間に襄州に赴任した者に王誼（北史六一・王盟伝附、隋書四〇）、崔彦穆（周書三六、北史六七）の他、吐萬緒（隋書六五）、田式（隋書七四・酷吏）、李禮成（隋書五〇）等がいる。王誼の赴任は宣帝即位と同時に行われた。それは宣帝の、父武帝の遺言に背いての出向命令によるものであった。

王誼はすでに武帝の天和五年（五七〇）には、新占領地益州の總管となつた宇文儉、続いて北齊討滅後の相州總管となつた宇文盛の、二人の武帝の弟を補佐するなど、武帝に甚だ重用されていた。宣帝は即位と同時に先帝の遺臣たる王誼を体よく襄州に追いやつたのである。しかし宣帝が歿し静帝が即位すると、丞相となつた楊堅により鄭州總管に転じた（五七九）。同年、仏道二教の復興が宣せられたと同じ六月、相州總管尉遲迥が楊堅に対し反旗を翻し、それに連動して翌七月に鄭州總管司馬消難が挙兵すると、鄭州（湖北・安陸）、隨州（湖北・隨）を初めとする九州八鎮がその支配下に入り、また豫州（河南・汝南）、荊州、襄州三總管管内の諸蛮が騒動し、楊堅の父楊忠以来縁故の深い地域が危険な状態になつて来た。楊堅は王誼を襄州總管行軍元帥として荊州襄州等の四總管指揮下の軍を率いてこれが討伐に当らせた（周書二一・司馬消難伝、同三六・崔彦穆伝、隋書四〇・王誼伝）。尉遲迥の挙兵は、湏水流域を支配する司馬消難に引き続いて益州にも影響を及ぼし、八月になると益州總管王謙の挙兵を生み出したように、楊堅の政權獲得に至る道程の中で最大の試練であつたが、十月の王謙滅亡までに全て平定された。ところで、「三方に兵難が起つた」（周書三六・崔彦穆伝）時、司馬消難を平定するに際し、王誼と共に行軍總管として携わつた者が崔彦穆である。彼は荊州に軍を駐め、荊州總管独孤永業の謀反を疑つてこれを殺し、一連の反乱が平定されると、王誼に代つて襄州總管襄州刺史となつてゐる。このように楊堅が周隋革命を遂行する上での最大の障害となりかねなかつた司馬消難の挙兵は、その西方の荊州に波及することなく、王誼・崔彦穆等の力によって短時日の内に平定された。しかしこの事件は楊堅にとって容易ならぬものであつた筈である。当時荊州は名目上とは言え、独立国後梁の領地であり、明帝蕭歸の將帥は皆この時、司馬消難の動きに連なり、楊堅の勢力に対抗し山南に割拠しようとする動きを示したと伝えられている（周書四八・蕭督伝附蕭歸伝）。この計画は蕭歸の意志によって実行されぬままに終つたが、

蕭暉の楊堅の側に立つ決心は、或いは崔彦穆による荊州總管独孤永業の逮捕殺害という迅速な行動に牽制されてのものであったと考えられる。また襄州總管の荊州に対する優位は、すでに宇文直の後に多少の変化があったにも拘らず、王誼について見たように、この頃にも変わっていなかったことが窺われる。

五八一年、周隋の革命が成つての後、最初に襄州總管となつた者に、吐萬緒、田式がいる。吐萬緒の襄州統治に関してはその伝に何等記すところがないが、田式については、酷吏伝中の彼の伝にやや詳しく記されている。例えば部下に対しては、その非行を罰するに際し、一律に地牢に収檻し死に至らしめたと言い、襄州の民に対しては、

赦書州に到るごとに、式、未だ讀むに暇あらずとし、先ず獄卒を召して重囚を殺し、然る後に百性に宣示す。其の刻暴此くの如し。

と記され、その統治方法は「専ら威を立つるを以て務めとなす」ものであった。このような余りの酷吏振りが原因となつて田式が罷免されると、その後任に文帝の妹を妻とする李禮成が就いた。開皇三年八月のことである。彼は隴西狄道の人。その伝に「恵政ありと称せらる」とあるように、前任者田式とは打つて變つて、名族の出身であると共に朝廷の縁戚に連なり、且つ若年の頃、他の貴公子が軍服を着用する中、常に従容として儒服を用いたという逸話を持つ人物であつた。嚴酷な統治姿勢で以て民に臨んだ前任者の田式とは、正反対の人材の用い方と云つてよく、叛服常ならぬ山南地域に対する隋朝の苦心をよく示している。

この後、襄州は陳朝に対する総攻撃を準備する全国的な動きにつれて、今まで以上にその重要度を増して行く。それはまた崔弘度（隋書七四・酷吏、北史三一・崔辯伝附）、韋世康（隋書四七、北史六四・韋孝寬伝附）という着任者において見る事ができる。但し、崔弘度が着任する開皇六年二月以前に、「襄州總管を檢校」した者として、李

詢（隋書三七、北史五九）がいる。李詢は、開皇元年に行われた三時原（陝西・武功西南）に対する灌溉工事を監督して功績を挙げ、襄州に転出したが、彼はまた文帝の即位を助けた李穆の一族であり、文帝の親任する者として赴任したものと思われる<sup>19</sup>。

さて、崔弘度は、先の田式と同様、隋書酷吏伝に立伝されているが、彼は隋による後梁の廢絶、陳の討滅に先立つ時に、当該地域に赴任し、活躍した人物である。

彼の總管としての襄州赴任は開皇六年二月である。彼の妹はこの時既に文帝の第三子秦王俊の妃となっており、そのことを踏まえ、伝には襄州總管としての彼の統治のありさまを次のように云う。

弘度素り貴なり。下を御すこと嚴急にしてややもすれば捶罰を行う。吏人氣を讐<sup>かそ</sup>れ、其の聲を聞けば戰慄せざるはなし。

このように記される崔弘度の赴任は、襄陽の南方に位置し、西魏・北周以来の附庸国後梁に対する隋朝の方針と連動したものであった。崔弘度赴任の前年、開皇五年五月に、後梁の明帝蕭巋が治世二三年でもって歿すると、その後を蕭瑀が継いだ。しかし、隋の側には、既に開皇四年の頃、陳朝攻撃の明確な意図があったと見てよく、蕭巋死歿を好機として、その具体化を目指す施策が次々と打たれていった。先ず蕭瑀即位と同時にその叔父岑を入朝させ、蕭巋の天保二年（五八二）、即ち隋の開皇二年以来廢止されていた江陵總管を再び置いた。これは不隱の動きを見せる蕭岑の隔離と後梁統制の強化を図ったものである。そして、同年十月、楊素が信州（四川・奉節）總管、翌開皇六月正月に韋洸が安州總管となり、二月に崔弘度が襄州總管となり、同年十月になると襄州に山南道行臺尚書省が置かれ、秦王俊がその尚書令に赴任し、開皇七年（五八七）八月、後梁国主蕭瑀が臣下二百余人と共に長安に入朝させられる

と共に、崔弘度が江陵總管に転出し、荊州一帯を管轄することとなった。崔弘度が江陵を目指し、北方の郢州にまで軍を進め後梁の領土内に入ると、九月、隋軍の侵攻に恐れをなした琮の叔父巖、弟瓚等が後梁の文武男女十萬口を率いて陳に亡命した。蕭巖等を江陵城下に迎えたのは、陳の荊州刺史陳慧紀であったが、続いて巖等を追って崔弘度が江陵に入城すると、陳軍は彼を恐れ、それ以上、荊州の占拠をもくろまなかったと言われる。後梁はこの直後に廃絶され、荊州を始めとするその領土は名実共に隋によって領有された。

さて、崔弘度が江陵に転出した後の襄州には、行臺尚書令としての秦王俊がいたが、その襄州總管としては、「関右の著姓」たる韋世康が就いた。世康の叔父孝寛は、先にも述べた尉遲迥の乱を平定し、楊堅の覇権確立に大きく貢献した人物である。孝寛は既に早く北魏末の普泰の頃（五三二）、荊州（穰城、河南・鄧東南）の刺史源子恭の下にあって浙陽郡主となり、その時、同じく新野郡主であった独孤信と親交を結び、この荊州の人々に「連璧」と称揚されたという。また西魏恭帝の元年（五五四）、江陵に拠る元帝蕭繹の政権を攻撃した際には、于謹と共にその平定に活躍している。このように韋孝寛は、山南地方との関りに比較的深いものを持っていた。その兄・韋叟の子である世康も、尉遲迥の乱の時、楊堅より旧北齊領との国境に当る絳州（山西・新絳西南）の刺史を委任され、「雅望を以て之を鎮め、闔境清肅」たる功績をあげたという。開皇七年の恐らくは八月以降に襄州總管に転任した時の彼は、既に中央にあった吏部尚書を歴任した五七才の重臣であったが、まさに江南征服を実行に移そうという時に当って、文帝はその重要拠点である襄州を彼に委任したのである。但しその在任期間は短かく、途中、何かの事情で免職されての後、開皇九年二月、安州總管となり、その年の内に信州總管をも歴任するなど、いずれも襄陽・江陵に近接する重要地域を統治し、一三年、再び吏部尚書となっている。免職の期間がどの位のものであったかが不明であるので、正確なことは分

らないが、後節に述べる啓法寺碑の記事より、彼が開皇八年まで襄州刺史として在任していたことは確かであるし、彼の伝の記述から推しても、九年二月の安州転出までにさほどの日数は経っていなかったものと思われる。従って、彼の襄州在任は、秦王俊が江南平定軍の一翼として崔弘度等三十總管を指揮下におきつつ、襄陽より漢水を流れ下って漢口に向った開皇八年一〇月から、翌九年正月の陳朝滅亡、天下統一という大事件を含み、その間、戦略上の拠点である襄州において總管・刺史として、その治安維持に当たったのである。この事に関しては、後節において今少し述べてみたい。

(五)五九〇年～六〇五年

南朝陳が滅ぼされ隋による統一が成った後の襄州には、開皇十一年（五九一）の頃、裴政（隋書六六、北史七七）が總管として赴任している。彼は河東聞喜の裴氏の出身で、湘東王蕭繹が荊州刺史として江陵に赴いて以来、その下にあった人物である。その間、益州の武陵王蕭紀が長江に沿って東下し、江陵を窺うと王琳の指揮下にその勢いを破口に拒ぐ活躍を見せ、また于謹率いる西魏軍によって江陵が陥された時は、たまたま襄陽の蕭贇に捕えられ監禁されていた。江陵陥落後は城中の人々と共に長安に送られたが、次の周隋代を通じて礼制や律の策定に加わるなど、重用されている。彼の伝には、太子楊勇との間に交された彼の合理性を示す逸話が記されているが、その彼の襄州總管赴任も、その合理性に裏打ちされた剛直ぶりが太子楊勇に疎んじられた結果であった。年八九で官に卒したとあり、次に總管となった周搖が翌一二年四月に赴任していることから、恐らくは一年前後の在任であったと思われる。甚だ高齢の、しかも『承聖降録』という著述も残した梁の元帝蕭繹の遺臣であった裴政が、太子に忌避されての単身の転出

であったとは言え、天下統一間もない襄州に与えた影響は大きかったと思われる。しかし、伝にはその在任中、訴訟事件が殆んど跡を絶ったという如何にも法令の専門家らしい裴政の治績を伝えるのみである。

裴政の後任となった周揺（隋書五五、北史七三）は、先にも述べたように開皇二年四月、寿州總管から襄州總管となり、その在任は開皇二〇年までの九年近くに及んでいる。しかし伝には、その間の彼の言動について何等具体的なことを記さない。隋書文帝紀によれば仁寿二年（六〇二）九月、周揺は襄州總管として歿したと記されているが、伝によれば高齡を理由に致仕を願い出たところ勅許が下り、自邸に帰還して一年余、年八四で屋敷内に歿したとある。従つてその總管としての在任は、次に任命された崔弘昇のそれと関連させて考えると、遅くとも開皇二〇年の前半迄ではなかつたかと考えられる。

崔弘昇（隋書崔弘度伝附）は、先に述べた崔弘度の弟である。尉遲迥の乱の際には兄と共に功績を挙げ、下つてこの時の襄州總管就任は、伝によれば「戚屬を以ての故」であつたと言われる。「戚屬」とは崔弘度の妹が秦王俊の妃となり、また弘昇の娘が晉王広の長子河南王昭（後の元徳太子）の妃であつたことを指す。それがため、「待遇愈々隆く」襄州總管が与えられたのであつたが、またその免官も妹の賜死、娘の廢黜に連坐して早く訪れた。開皇二〇年六月に秦王が薨すると、妃の崔氏に対し、王の死は崔氏が毒を盛つたが故であるとの嫌疑がかけられ、崔氏の第宅にて死を賜わり、つれて、河南王も娶つたばかりの崔氏を離別したのである。従つて崔弘昇の在任期間は開皇二〇年内の数ヶ月程度であつたらう。次いで襄州總管の肩書を帯びて襄陽に赴いた者は薛道衡（隋書五七、北史三六・薛辯伝附）である。伝には仁寿中とあるのみで年次を明らかにしていないが、その始めの頃のことであつたと思われる。その赴任は、久しく朝政の枢要にあつた薛道衡が、文帝によってその機密への参与を忌避された結果であつた。彼の任



期も伝には明示しないが、煬帝が即位すると共に大業元年（六〇五）正月に、久しく続いた總管制は廃止され、彼もまた番州刺史に転出させられているので、仁寿四年（六〇四）まではその任にあつたものと思われる。彼は煬帝から早くより疎んぜられ、遂には後に自殺を命ぜられている。

### 三 啓法寺碑に見える襄陽と仏教

啓法寺碑<sup>⑧</sup>は、隋・周彪の撰、丁道護の書。文帝の仁寿二年（六〇二）に成つた碑であるが、その原石は早くに失われ、現在は僅かに拓本のみにてその姿を知り得る。ところで書道史上に著名なこの碑も、その碑文の内容に就いてはさしたる関心が払われてこなかった。しかし、啓法寺碑は南北朝末隋初における襄陽の仏教を知る上での貴重な史料となり得るものであり、前節と関連させながら、以下、論を進めて行きたい。

啓法寺碑の末尾によれば、「開皇四年四月一日、此の寺を創立す」とあつて、隋の初期、開皇四年に開創されたように記されているが、碑文中、「前は金像寺。道安法師の造る所なり」とあり、また法苑珠林卷一三・敬佛篇（<sup>⑨</sup>53・384b-c）によれば、道安が鑄造した金銅の無量寿仏像に因んで時の雍州刺史郗恢が名づけ、今は啓法寺と名づけられていると書かれているように、梁の武帝が造らせた金銅の華趺と共に代々襄陽の城西にあつたものである。その後、北周武帝の廢仏の余波を受けて、寺は道安に由来する金銅仏と共に破壊され、周隋の交替の後、開皇四年（五八四）になつて再建されたと考えられる。以下、破壊と再建に至る過程を碑文にもとづきながら眺めてみたい。

破壊の様子について、撰者周彪は次のように記している。

（道安）鑄る所の像は、屢々靈異あり。具さには金像の碑に記す。毀たるの初め、亦神響あり。襄州の前の副防

主・開府慕容哲、周の建德四年蕤賓の月（五月）を以て、軍□を總率し、牽倒せしむるも動かず。哲、乃ち甲を被て震吼し、時を経て方めて踏し、羣功もて鑿ち壞す。左腋の人の見るなき處において、銘三行ありて、滅ぶの年を記す。哲、其の日に病を得、夕に至りて便ち殞す。

右に言う周武の廢仏については、碑文の銘・序共に北魏太武帝の破仏と並べて操り返し述べられている。それは隋朝の興仏に対比される事件として必須の、或いは常套の筆法ではあるが、右に引用した慕容哲による金銅無量壽佛像の破壊は、その後、甚だ著名な事柄となつたらしく、唐・道宣の続高僧伝、同じく道世の法苑珠林によつてより詳しく記録されるに至っている。それ等によれば、建德三年、太原公王秉が襄州刺史として赴任すると、その部下であつた副鎮將長孫哲が、信仰の中心となつていた道安鑄造の仏像を先ず破壊することとし、附近の人々、或いは還俗させられた僧尼等が悲嘆にくれて見守る中、最初は百人の人員でもつて像の頸に繩をかけ牽き倒そうとしたもののびくともせず、遂には五百人を動員して倒壊することに成功し、ただちにこれを鎔かした。この首尾を上司である王秉に報告しようとする馬を馳せて行こうとした矢先、突然に落馬し、言葉も喋れぬ麻痺のまま、その夜の内に死亡したと言ふ。大体において啓法寺碑に同じであるが、この他、倒壊した仏像の腋の下の衣紋から、一八〇年後の破壊を予言した道安の懸記が発見されたところがあるのも、また同様である。

ところでこれ等の記録の中で注目されるのは王秉と慕容哲（或いは長孫哲）の二人であろう。前節で述べたように、王秉は周書武帝紀によれば建德四年正月に襄州總管となつてゐる。これに対し啓法寺碑には王秉が出てこない。また続高僧伝・法苑珠林の記事も廢仏の始まつた年に引きづられてであろう、建德三年に誤つてゐる。さて、碑文によれば仏像の破壊は四年五月に行われている。そして続高僧伝・法苑珠林に言うように、この時既に僧尼の還俗が進んで

おり、寺院の破壊も続々と実行されていたのである。前回、保定二年に赴任した時は、常楽寺の塼塔を建立した王秉であったが、今回は着任早々に、前年五月に發布された廢仏道詔を強力に推し進め、しかもその実行部隊を指揮する者に、長孫或いは慕容を名乗る胡族がおり、東晉南朝伝来の文化遺産に対する苛責ない破壊を行ったのである。唐の記録に特筆されるに至った原因に、襄陽の人士の受けた衝撃の大きさがあつたことは否定できないであろう。この時、襄陽の南方に位置する後梁に対し、廢仏の余波が及んだかどうかは明らかではない。しかし北周による支配が如何に強かつたかは、前節でも見てきたとおりである。たとえ実施には及ばなかつたとしても、強い圧迫が加えられたことと思われる。啓法寺碑に言う「居城一十二郷、僧尼一十五寺、道士東西兩館、民吏數千」の規模を持つ襄陽に、この時、徹底的な宗教廢毀の政策が実施された。それはまた父祖以来の崇仏家でもあつた後梁の明帝蕭巋にとつても胡族支配の現実をいやが上にも自覚せざるを得ない事件でもあつたであろう。

このような逼塞状況も、やがて楊堅が北周末の実権を握るにつれて次第に緩和され、彼が隋国皇帝として即位するに及び大々的な復仏が実施されると、襄陽においても仏道兩教の復興が始まつた。碑文では、啓法寺再建の推進者として、啓法寺の寺僧法巨、檀信徒として蔣綸・張鏗を初めとする三六人の名を挙げてゐる。碑にはこれ等三六人の行動を次のように言う。

五戒の士女、九齋の清信を率い、共に禪林を造り、邑ごとに□薩堂を爲る。僧を請まねき道を行じては六時廢たえず、菩薩淨戒もて八關闕くるなし。

邑会の中には法巨のような僧が招かれ、そのたびに会場としての堂宇が整えられて行つたものと思われる。また碑には次のようにも言う。

寺館は則ち寺に當り、館に當りて、齋を設けて追福し、大市令丞は竹貽の子女を率いて、一日、市を罷め、諸郷諸方、州學縣學は、みな攀り、輒を挽き縛を遞らして、日々無遮大會を建て、並びに法師の講説を請う。

この部分は、開皇四年の啓法寺再建後の状況を記すものであろうが、碑では、このような盛儀をもたらした功績者として、開皇七年に襄州刺史として着任した韋世康を特筆している。開皇八年の年次を記した上で、碑には次のような記録が続く。

時に刺史上開府吏部尚書上庸公京兆の韋世康、魏の司空文惠公の長孫、周の高士逍遙公の元子、……行臺僕射たりしとき、此の精廬を見る。

前節で述べたように、襄陽に山南道行臺尚書省が置かれたのは開皇六年一〇月、尚書令には秦王俊が就任した。これは南朝陳に対する総攻撃の準備をなすものであり、韋世康はその翌年、後梁廢絶と同じ開皇七年、襄州總管襄州刺史として赴き、行臺僕射を兼ねたのである。その襄陽での在任期間が短かつたことも前節で述べたとおりである。しかし啓法寺碑で彼が特筆されるには、その短かつた襄陽在任によってだけではなく、それは「時論、以て美となす」(隋書四七・韋世康伝)と伝えられる開皇一五年から一七年にかけての荊州總管時代に負う所が多い。碑ではまた次のようにも言う。

公の第四息・民部員外侍郎福嗣、第五息福獎の昆季一人、至性□禮にして、喪に侍りて此に至る。

韋世康は隋書の本紀・本伝等によれば、開皇一七年(五九七)八月に荊州で歿している。従つて右の記事は、その八月以降に彼の二人の子供が長安より荊州にやつて来たことを記すものである。更にまた碑文は續けて、これ等兄弟が、

父の平昔の前民故吏の號咷感慟し、殆ど自ら勝えざるを見て、乃ち大會の所において父の衣資服翫廿四件を捨し、并びに見錢もて寺に付し、此の尊儀を成す。

と記している。文意に把えにくい所があるものの、荊州で行われた韋世康の葬儀に襄陽時代の部下達も混っていたものであろう。彼等をとおして、亡父とゆかりの深い襄陽の啓法寺に、金錢を添えてその遺品を喜捨したと言う。

ここで韋世康の父について少し見ておきたい。碑に言う文惠公とは韋旭、逍遙公とは韋寬である。特に父の瓊は隱逸の士として西魏・北周朝において重きをなし、世に居士と呼ばれ、明帝からは逍遙公と号せられた人物である。武帝から儒仏道三教の優劣を辨別するよう命令を受けた時、彼は三教一致論を主旨として「三教序」を著したと言われる。また、「晩年は虚静、唯、道を體し眞に會うを以て務めとなす」と伝に記されるように、その姿は老莊思想を基本にし、その心情も道教に傾いたものではなかったかと思われる。しかし彼の「三教序」述作が、武帝自ら高座に昇り、集めた群臣沙門道士の前で三教の先後を儒・道・仏に定めた建徳二年（五七三）一二月の前後の頃のことと考えれば、却って彼の折衷主義は際立ったものであったと言つてよい。このような父を持つ韋世康が道教に、或いは仏教にどの程度傾斜していたかは、よく分らない。啓法寺碑に記す所も、啓法寺再建に助力はしたであろうことを推測させる程度に過ぎない。

しかし次いで碑文に列挙される四人の姓名とそれ等が帯びる官名とは、明らかにし難い部分が多いものの、前節で述べた襄陽をめぐる政治史的状况と併せ考えれば興味深いものがある。今、碑に記す官職姓名を記すと次のようである。

。總官大將軍千金公

。長史前東宮内書舍人 南陽・趙祐

。府屬大都督 弘農・楊士政

。襄陽縣令 楊詢

これ等を列挙した後、碑には、州県の群司も治道勤王に努め、「福業を助成」したと述べているように、彼等も總管府の属僚、或いは県令として、啓法寺再建に協力したことが分る。

ところでこの四名の内、趙祐、楊士政については何等知るところがない。しかしながらそれ以上に理解し難いのが冒頭に述べられている總管大將軍千金公である。これが北周武帝の天和元年（五六六）から二年にかけて荊州總管荊州刺史であつた権景宣より他にないことは、清・張仲炘がその湖北金石志卷三に指摘しているとおりである。一方、碑文が、襄陽県令楊詢を

槐蕪勁枝（Ⅱ三公九卿）、台輔の孫姪なり。

と記していることによつて、また彼は隋書卷七〇・李密伝に、楊玄感の従叔として名が現われていることによつて、隋朝創業の功臣である楊素の一族であることが判明する。従つてここに述べられている四名の内、總管大將軍千金公を除く三名については、隋代の襄陽に関わりあつた者として考えてよく、北周武帝時代初期に関わる者ではあり得ない。總管大將軍千金公が何故楊詢等と並べて記されたのか、今はその理由を明らかにし得ないままにしておくより他はないであらう。

さて楊詢がその縁戚に連る楊素は、韋世康が襄州總管から安州總管に遷つたのと同じ開皇九年に、總管として信州（四州・奉節東）から荊州に赴任している（隋書一・高祖紀上、同四八・本伝）。また同じく楊素の一族である楊文

紀も仁寿二年（六〇二）に荊州總管となつてゐる。啓法寺碑が建立された仁寿二年には、荊州に襄陽県令楊詢の同族である總管楊文紀がおり、荊州はまた、これ等楊氏一族の中心人物であつた楊素にも関わりある土地であつた。襄陽の啓法寺碑に、荊州で歿した韋世康について、その子二人の行動を特筆するのは、韋世康が襄州總管として復興期の襄陽の仏教に力を添えたことばかりでなく、前節で述べたように、襄州と荊州との密接な關係が大きく影響しているものと思われる。

更に啓法寺碑が建てられた仁寿二年は、文帝による舍利塔の第二次建立の年であることに注意せねばならない。襄州ではその前年の十月、大興国寺において起塔され、荊州ではこの年四月に行われた（広弘明集一七・仏徳篇）<sup>⑧</sup>。襄州大興国寺に隋の開皇仁寿年間に居住した僧としては、智顛の律学の師として名高い慧曠（統高僧伝一〇）と、仁寿舍利塔建立に携わつたと思われる明誕（同二六）の二人のみが知られているが、この寺院に関しては、李徳林撰、丁道護書の興国寺碑があつた。開皇六年正月に立てられたと北宋・歐陽棐の集古録目卷四に記録するこの碑は、今は佚失してしまつてゐるが、北宋曾鞏の元豊題跋卷一によれば、碑陰に襄州鎮副總管府長史柳止戈以下一八名の官号姓名が記されていたと云う。開皇六年は崔弘度が赴任した年に當る。歐陽棐が言うように、興国寺は文帝が父楊忠の追善のために建てたが、元來は上鳳林寺と言つた（明誕生傳）。啓法寺の例と同様、上鳳林寺も周武廢仏の渦中にあつて破壊されたと思われる。興国寺碑は、その修復再建が成つたのを記念して立てられたものとするならば、それは碑陰に刻まれた總管府の属僚の名と共に、二年後に赴任してきた韋世康の目にもまつたであらう。これ以上の憶測は差し控えねばならないが、開皇六年の興国寺碑と仁寿二年の啓法寺碑は、対江南政策が実体を現わしてきた開皇六〇八年の頃、その時々々の總管、或いは總管府の属僚が関わっていることにおいて、共通するものを持つていたと言つてよい。

## 四 結び

襄陽が北朝―西魏の領域に組み込まれたのは五五〇年（文帝大統一五）であったが、この地に總管が置かれたのは、西魏全域に總管制が施行された五五九年（北周明帝武成元）に遅れること三年、しかも荊州・安州・江陵と同時であった。この五五〇年から五六二年までの一三年間において、襄陽襄陽・益州成都・荊州江陵という東晉以来の南朝の要地が全て西魏に領有され、南北朝末期に現われた三国鼎立の状況に大きな変化もたらされた。益州を中心とする蜀の地域に就いては今暫く措くとして、襄陽を中心とする山南、荊州江陵を中心とする後梁国の地域に同時に總管制が布かれたことは、總管制そのものの性格を象徴的に示すものと思われる。即ちそれは、戦時下における状態の変動に対応し得る臨戦的性格の色濃いものであった、荆・安・襄三州と江陵における總管の同時の設置は、これ等新たな占領地に対する統制とそこを拠点としての対南朝政策を遂行する中で行われたものであり、それは四總管設置の年が、恰かも後梁の第二代明帝の即位元年に当たっていることによっても推測し得る。後梁の西魏北周に対する服属が、決して一定不変のものでなく、一旦事あれば独立割拠の動きを示し得るものであったことは、司馬消難の乱に関して述べたとおりである。しかもその時既に明帝蕭暉自らが部下の画策する尉遲迥との連繫、或いは山南に拠つての独立の動きを封じ込め、周隋革命の流れに身を寄せたことは、後梁、即ち荆・平・都・基四州の地の帰趨がほぼ北朝の側に固まりつゝ、あったことを示している。四總管設置の年より尉遲迥・司馬消難等の乱までの一九年間に於ける後梁国主蕭暉の変化が以上のようにであったならば、その変化を来した最大の要因は、北周による總管府の設置と總管以下その属僚による統治の実績にあったであろう。後梁国主の交替期、即ちいまだ南朝梁の皇帝への夢を捨て切れぬ宣帝蕭詧か



らその子蕭歸への交替期に際して、北周は荊州・江陵を含む四地域に總管制を施行し、その領有化へ向けての明確な一歩を踏み出したのである。しかも一方、名目上は独立国たる後梁に対して、荊州と江陵とのそれぞれに總管を置き、また江陵には副總管までを置き、二重三重の支配を行つて、その占領の意志を明らかにしていた。そのような荊州、或いは江陵總管等に対して、指揮系統上、上位にあつたのが襄州總管である。その実際の様子は、陳將華皎の來附を契機に起つた陳との戦闘において示されている。北周武帝の建徳元年（五七二）になつて、この荆・安二州と江陵に對する優位は解かれるものの、その後においても、襄州の重要性が少しも減ずることのなかつたことは、司馬消難の乱において示されているとおりでである。一方、その時に襄州總管王誼の指揮下にあり、後に襄州總管となつた崔彥穆、或いは下つて後梁廢絶の混乱に際して活躍した崔弘度等の敏速な行動は、總管の臨戰的性格を如実に示していると言つてよい。

しかし、隋による天下統一が成つての後の襄州總管には、裴政・周搖のような高齢の者や、また隋宗室の縁戚であつたが故の崔弘昇の他、裴政・薛道衡のように隋の帝室から忌避されて就任した者がいた。これ等から推測すれば、統一前の襄州總管と比較し、その地位の相対的低下は否めなれないと思われる。それは、陳朝攻撃に際して襄州を委任された経歴を持つ韋世康が、この頃に荊州總管に任ぜられたことを記す次の記録によつても知ることができる。

時に天下、ただ四大總管を置く。并・揚・益の三州は並びに親王臨統するも、ただ荊州のみは世康に委ぬ。時論以て美となす。  
(隋書四七・韋世康伝)

しかしこれとても、老齡を理由に致任を願う韋世康に対し、文帝が褒美として与えた地位であつて、ここでは、蕭督の來附以來、この地域の統治に責任を負う總管の帯びていた臨戰的色彩は、余程薄められていると言つてよいである。

う。煬帝即位と同時に總管制が廢止されたことは、このような平和への移行と言う時代の趨勢の中で行われたと考えられる。

さて、五五〇年以降、隋の文帝治世までの襄陽の仏教はどうであつたらうか。統高僧伝等の僧伝史料には、襄陽に関わりある仏僧が決して数は多くはないものの記録されている。しかしそれ等の史料については、既に先年發表した拙稿(注②)において、江陵との関係の中で整理しておいた。しかもそれ等の大多数は總管、或いはその屬僚との接触をそれ程には伝えていない。今回、啓法寺碑をとりあげたのは、その条件を備えていたからであつた。但しこれは、碑文上の制約もあり、また翁方綱が指摘しているように剪装を經ているためか、文章間のつながりの悪い所も多く、充分な解説が困難である。しかし、常樂寺浮圖碑、興国寺碑、啓法寺碑と続く一連の、襄陽において製作された碑は、いづれも北朝・隋の權威を具現する總管府の外護の下になされていることを示していた。この頃の襄陽の仏教が江陵に比して先進性を示していたことは注②の拙稿に述べたところであるが、それはまた襄州總管府と後梁との支配・被支配の関係に影響される部分も多かつたのではないかと思われる。そうした襄陽の仏教の様態も、教理史的な側面ではなく在俗信仰者のそれに関しては、史料的な制約もあつて明らかでない。但、先の興国寺碑と啓法寺碑という隋文帝期の、しかも江南の平定による天下の統一を目前にした時に建立された碑には、明らかな性格の相違がある。興国寺が隋朝宗室に深い関わりのある寺院であることは、そこが仁寿舍利塔建立の場所選ばれたことによつても明らかである。また興国寺碑の碑陰に總管府の屬僚一八名の官・名が刻されてあつたことは、興国寺の言わば官寺的性格を物語るものである。これに対し啓法寺は、道安に由来する寺院ではあるが、興国寺と異り、その周武廢仏後の再建に至る過程に大きな力を果たした者は、寺僧を中心とする蔣綸・張鐸等在俗の信者集團であつた。それは啓法寺の持つ言

わば仏教を中核とした民衆参集の施設の性格を示していると考えられる。興国寺と啓法寺とはその性格も対照的なまに、啓法寺碑に言う「居城一十二郷、僧尼一十五寺、道士東西兩館、民吏數千」の規模の襄陽における中心的施設として、それぞれの機能を果していたのではなからうか。

ところでこの時代の襄陵を知るためには、南方の荊州江陵だけでなく、西方の巴蜀地方の動向を把握しておく必要があろう。しかもその際には、中央から派遣された支配勢力ばかりでなく、在地勢力の動向をも視野に入れておかなければならない。その上で仏教の動向を見て行くべきであろう。今後の課題としたいと思う。

#### 註

- ① 隋代の總管については、山崎宏「隋代總管考」(史潮六四・六五)、岑仲勉『隋書求是』参照。
- ② 後梁については、山崎宏「北朝末期の附庸国後梁に就いて」(史潮一一一)、吉川忠夫「後梁春秋」(『侯景の乱始末記』—中公新書357—所収)があり、山崎論文には江陵總管についての概略が述べられている。拙稿「六—七世紀における荊州仏教の動向」(大谷学報六六一—)。
- ③ 北周・庾信撰「周柱国大将軍拓跋儉神道碑」(文苑英華卷九〇五所収)による。以下、儉碑と略称する。
- ④ 蕭簪の使者を穰州(湖北)に迎えた長孫儉が、戎服を着用し、鮮卑語をあやつり、使者を恐怖せしめた佚話と共に、前掲注②吉川著書に描かれている。
- ⑤ 太師晉公護上表歸政、帝始親覽萬機、軍旅之事、護猶總焉。初改都督諸州軍事爲總管。
- ⑥ 五月、……分山南荊州・安州・襄州・江陵爲四州總管。
- ⑦ 出爲襄州刺史、時南方初附、舊俗、官人皆通餉遺、微性廉慎、乃晝楊震像於寢室以自戒。
- ⑧ 魏恭帝二年、進位大將軍、除江陵防主都督十五州諸軍事、偉性竄獷、不遵法度、睚眦之間、便行殺戮、……偉前後莅職、皆以威猛爲治、吏民莫敢犯禁、盜賊亦爲之休止、雖無仁政、然頗以此見稱。

⑨ 北史六二に、「保定二年、歴安・襄二州總管」とある。なお本節の(三)で述べるように、彼は周書六・武帝本紀によれば、建德四年(五七五)にも襄州總管となっており、これは保定二年より一三年を経過している。

⑩ 楊敷伝に次のように記す。

保定中、徵爲司水中大夫、夷夏吏民及荊州總管長孫儉並表請留之。

⑪ 但し、長孫儉と史寧とは時期とその職掌に重複するところが多く、なお判然としない。たとえば周書三五・薛端伝にも、

尋轉基州刺史、基州地接梁陳、事藉鎮撫、總管史寧遣司馬梁榮催令赴任、

とある。これは西魏明帝の即位(五五八)前後の頃を言う記録であるから、本文中に述べた史寧伝の記録と併せて考えると、長孫儉が先ず江陵陥落の年の五五四年よりその地域の占領責任者となったことは明らかである。しかし史寧が任に就いた五五八年(北周明帝元)より五六三年(武帝保定三)までは、最後の一年を除き、競合してしまう。更にその職掌も、周書によれば

長孫儉：「移鎮荊州、總管五十二州」

史寧：「出爲荊襄浙鄂等五十二州及江陵鎮防諸軍事・荊州刺史」

となり、管轄する州、及びその数も一致する。現在のところ、これを整合し得る史料を見出し得ていない。

なお、北周建国後、襄州總管となった者として、これまでの人物の他に、王長述(隋書四〇)がいる。但し、その時期については、楊堅が丞相となる以前と言うことが分るに過ぎない。彼も于謹の江陵征討に当り功を挙げた一人である。

⑫ 但し、周書卷一三・代王達伝には「荆淮等十四州十防諸軍事・荊州刺史」とあり、總管の名はない。なお、建德三年には畢王賢が荊州總管となっている。

⑬ (天和)三年、遷江陵(副)總管、時陳將吳明徹來寇、總管田弘與梁主蕭暉出保紀南城、唯琳與梁僕射王操固守江陵三城以抗之、晝夜拒戰、凡經十旬、明徹退去、歸表言其狀、帝乃優詔追琳入朝、親加勞問、進授大將軍、仍副衛公直鎮襄州、(周書二九・高琳伝)

⑭ 帝臨崩、謂皇太子曰、王誼社稷臣、宜處以機密、不須遠任也、皇太子卽位、是爲宣帝、憚誼剛正、出爲襄州總管、(隋書四〇・王誼伝)

⑮ 周書崔彥穆伝による。ここでは独孤永業を荊州總管とするが、北齊書四一・北史五三の独孤永業伝では、彼を襄州總管とし、

宣帝の宣政末年（112年）に就任したと記す。

①6 また李穆の第三子李雅も、文帝の丞相時代に荊州總管となつてゐる（隋書三七・李穆伝附李雅伝）。

①7 開皇四年正月、蕭巋は長安に入朝したが、二月になり彼が江陵に還るに及んで、文帝はその手を取り、

梁王久滯荆楚、未復舊都、故郷之念、良軫懷抱、朕當振旅長江、相送旋反耳、

と言つたという（周書四八・蕭巋伝附蕭巋伝）。

①8 隋書二・高祖紀下の開皇九年二月条に、

以襄州總管韋世康爲安州總管、

とある。しかし隋書四七の彼の伝には襄州刺史となつたことのみを記す。

①9 隋書の崔弘度伝に

自以一門二妃、無所降下、

と記している。

②0 啓法寺碑は、清・張仲忻編 湖北金石志に収録されているが、脱字が多く、また文章が錯雑しており、利用に耐えない。本稿では書苑四―四に収められている拓本の写真と釈文を利用した。

②1 所鑄之像、屢有靈異、具記金像之碑、見毀之初、亦有神響、襄州前副防主開府慕容哲、以周建德四年、薨賓之月、摠率軍□、牽倒不動、哲乃被甲震吼、經時方踏、羣功鑿壞、於左腋無人見處、有銘三行、記滅之年、哲其日得病、至夕便殞、

②2 統高僧伝卷二九・僧明伝（因50、692c、693a）

法苑珠林卷一三・敬仏篇（因53、384b、c）

②3 率五戒士女九齋清信、共造禪林、邑爲□陸堂、請僧行道、菩薩淨戒、八關無闕、

②4 寺館則當寺當館、設齋追福、大市令丞、率孖胎士女、一日罷市、諸鄉諸方州學縣學、並募輸挽佛遞、日建無遮大會、並請

法師講説、

②5 時刺史上開府吏部尚書上庸公京兆韋世康、魏司空文惠公之長孫、周高士道遙公之元子、……爲行臺僕射、見此精廬、

②6 見父平昔前民故吏、號咷感慟、殆不自勝、乃於大會之所、捨父衣資服翫廿四件、并見錢付寺、成此尊儀、

②7 武帝又以佛・道・儒三教不同、詔覈辨其優劣、復以三教雖殊、同歸於善、其跡似有深淺、其致理殆無等級、乃著三教序奏

之、帝覽而稱善、(周書三二・本伝、北史六四・附韋孝寬伝)

②8 隋書七〇・李密伝に次のように記す。

(楊)玄感敗、密間行入關、與玄感從叔叔詢相隨、匿於馮翊妻之舍、(北史六〇・李弼伝附李密伝も同文)

②9 隋書四〇・王世績伝に、「千金公權始璋」とある。これは権景宣の子である。しかし権始璋(周書権景宣伝では「如璋」とする)が總管となったという記録はない。なお旧唐書卷一八五上・權懷恩伝にも彼を指して「周の荊州刺史、千金郡公景宣の玄孫なり」とあるように、千金公は権景宣を指すと考えてよいであろう。

③0 山崎宏著『支那中世佛教の展開』第一部第六章参照。

③1 しかしこの他にも、法苑珠林一三・敬仏篇に、隋末戦乱時の啓法寺に憲法師がおり、士俗に重んぜられたとある(因53・384c)。

③2 前掲注①山崎論文参照。